

税務専門委員会規則

〔 昭和46年 6月30日 〕  
規 則 第 1 号

改正 昭和62年 2月12日規則第 3号 平成14年 3月29日規則第 3号  
平成15年 4月 1日規則第 2号 平成15年 4月 1日規則第 9号  
平成16年 3月24日規則第 1号 平成19年 3月29日規則第 3号

(目的)

第1条 この規則は、大川広域行政組合専門委員会設置条例（昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第2号）第3条の規定に基づく税務専門委員会（以下「委員会」という。）の事務処理の円滑化を図り、職務を合理的かつ能率的に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務について、調査、研究、企画、立案、審査又は審議等を行うものとする。

- (1) 納税思想の普及徹底に関すること。
- (2) 関係市の滞納税を、当該市長の通知に基づき滞納処分すること。
- (3) 固定資産評価の権衡調整に関すること。
- (4) 関係市の税務職員の研修に関すること。

(組織及び委員の選任)

第3条 委員会の委員は、組合を組織する市の税務担当課長及び管理者が必要と認める者をもって充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。

(役員)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は1人とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、欠員補充によつて就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年2月12日規則第3号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第3号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第2号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第9号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。